不要 (但し、1.2mの落下試験に合格した容器でな

ければならない。)

不可

包装等級Ⅱの要件を満たす、国連規格

不可

国連容器

荷主による

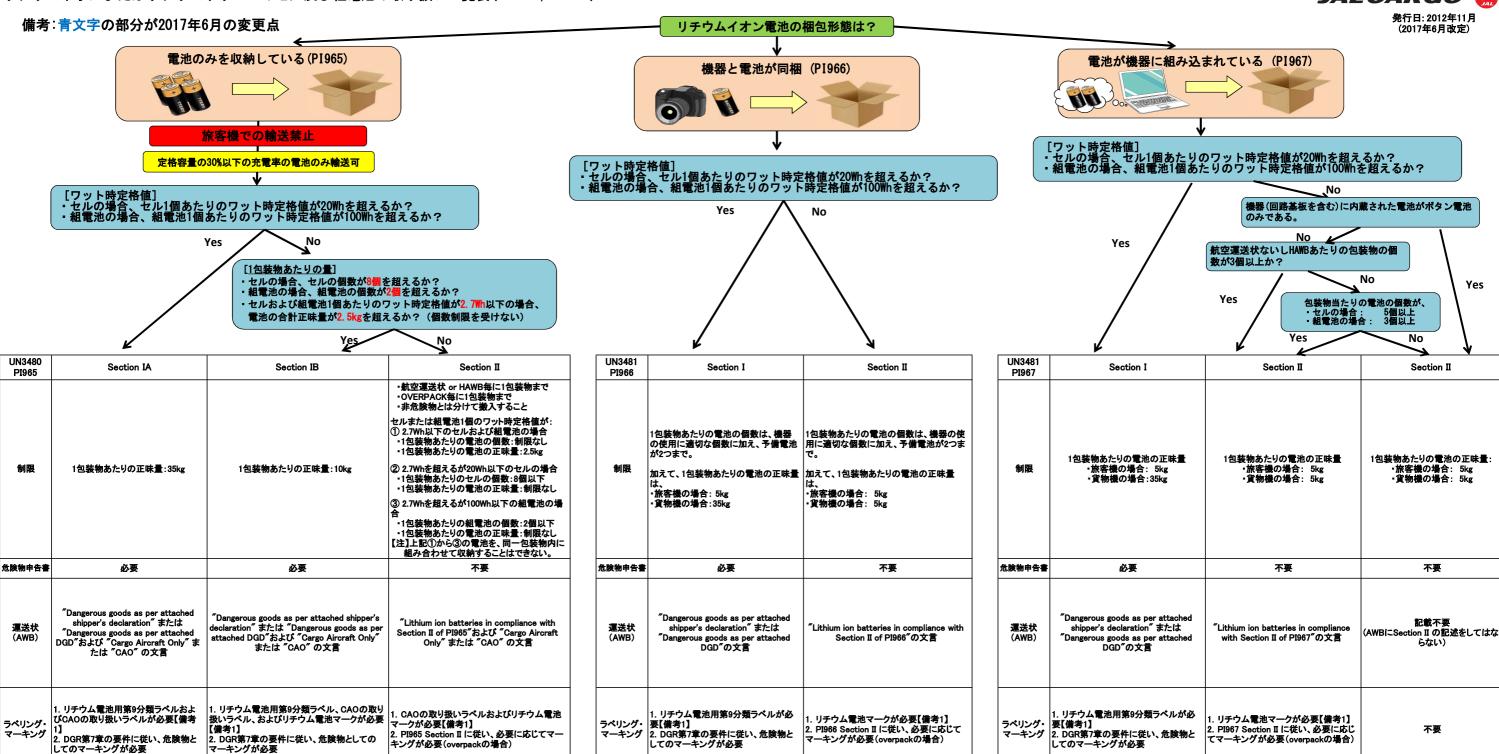
積み付け

不要 (但し、1.2mの落下試験に合格した容器でな

ければならない。)

不可





【備考1】経過措置として、2018年12月31日まで以下のラベル貼付を認める。

荷主による

ULDへの 積み付け

1. リチウム電池用第9分類ラベルに代えて、一般危険物用の第9分類ラベルを貼付。

電池を収納する容器は、包装等級 II の 要件を満たす、国連規格容器が必要

不可

1. リナウム電池 オラカ 残り マルト (なん) (2. リチウム電池マークに代えて、DGR57版(2016年版)で定められたリチウム電池取り扱いラベルを貼付。

不要 (但し、電池を収納する容器は1.2mの落下 試験に合格した容器でなければならな

(ULDの外装にリチウム電池マークの再表

国連容器

荷主による

ULDへの 積み付け 不要

不可

【備考2】他の機器への充電・電力の供給を主目的とし、それ自体は作動する機能を持たない携帯用充電器(Powerbank、モバイルバッテリー)については、電池単体としての性質を強く持つことから包装基準967が適用されるUN3481機器組み込みのリチウムイオン電池としては取り扱わない。

不要

(ULDの外装にリチウム電池マークの再

不要

可能